

## 第24回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成28年3月24日(木) 13:55~16:05  
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室  
出席者 委員：常本部長、阿部委員、石森委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、  
佐々木委員、佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員  
事務局：松永内閣審議官、對馬内閣審議官、内閣参事官ほか  
傍聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省ほか

### 議事

#### 1. 「民族共生の象徴となる空間」について

##### (1) 国民意識調査の結果を踏まえた対応の方向性について

###### ① 事務局より次のとおり説明

○ 「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」は、国民全体について行った調査と、アイヌの人々に特化し、北海道アイヌ協会に御協力いただき行った調査の2種類がある。

国民全体のみ質問した項目「アイヌ文化等と接した機会の有無」は、「ある」は25%、「ない」は74%と、「ない」と答えた方がどの年代においても高い割合を示しており、特に50歳未満の若い世代では80%を超える方が直接接した機会がないという結果となった。

差別や偏見の有無について、国民全体では「あると思う」という回答は18%と非常に少ない割合だが、一方でアイヌの人々では「あると思う」が72%と大きな差がある。差別や偏見が「あると思う」と答えた理由について、国民全体の回答は、「報道などを通じて差別を受けている話を聞いた」が47%、これは地域・年齢・性別全てにおいて最も高い割合を示したものの、次いで「漫然と差別や偏見があるイメージがある」が40%という結果となっている。一方、アイヌの人々が「あると思う」と答えた理由としては、「漫然と差別や偏見があるイメージがある」が道内56%、道外33%となっている。

「家族や知人などが差別を受けている」との回答が道内49%、道外64%、「差別を受けているという具体的な話を聞いたことがある」が道内50%、道外64%、「自分が差別を受けている」が道内35%、道外52%という結果となっている。この自分が差別を受けていることについて、内容としては、「自分がアイヌであることを知らない周囲の人が、アイヌに対する差別的な発言をしているのを聞いた」が道内61%、道外59%、「職場でアイヌであることを理由に不愉快な思いをさせられた」が道内53%、道外76%という結果となった。

この差別や偏見の原因や背景としては、「アイヌの歴史に関する理解の不十分さ」が国民全体で65%、アイヌの人々で78%となっており、次いで「行政や学校教育における理解を深める取組が不十分」「アイヌ文化に対する理解の不十分さ」が挙げられている。

こういったものを解消していくために今後必要な取り組みとして、一番多く回答があったのは「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」であり、次いで「アイヌの人々への教育の充実・支援」「アイヌへの理解を深めるための啓発・広報活動」と続いている。

本日は以上の調査結果を踏まえて、今後どのような対策を講じる必要があるのか御議論いただきたい。国民全体とアイヌの人々の間で、差別の有無についての意識の差が非常に大きいですが、これを改善するために、アイヌの人々や文化と接する機会が非常に少ない現状があるので、こういった機会を増やすためにはどうすれば効果的なのか。歴史や文化の理解が不十分ということに対してどう取り組んでいくのか。また、アイヌの人々への職業訓練、教育支援をどう進めていくのか。こういったことについて、本日御意見を頂戴した上で今後の取り組みを考えてまいりたい。

###### ② 主な質疑応答

- 調査の回収数が非常に少ない感じがする。
  - 他の調査もそうだが、世論調査はサンプル調査が一般的であり、一般国民を対象とした調査においては通常と同じ方法で実施した。この調査だけが世論調査として回収数が必ずしも少ないというわけではない。
- 都道府県別人数において、北海道が637人、東北0、関東28、中部6、近畿1、中国1、四国0、九

州1とあるが、この数字はなにか。47都道府県に対しどれだけの調査を実施したのか。

- その数値に関しては、内閣官房から北海道アイヌ協会に調査をお願いして実施した全国のアイヌの方々1,000人を対象とした調査。道内外含めて、北海道アイヌ協会がアイヌであると把握している方々をリストアップし、調査協力いただけるか確認したうえで、回答をいただいたものとなっている。結果として、道外の、特に関東以外のアイヌの方々の回答数が少なくなってしまった。
- 国民の理解度調査なのだから、回答数を増やすようきちっと調査していただきたい。
- 本調査のうちアイヌに関するところは北海道アイヌ協会が協力したが、会員でない方々に対しては機縁法により調査を行った。会員、元会員も含めて関係者のところに通知を出し、調査に理解をいただきながら行った。なかには結婚した相手や子どもにも自分がアイヌだという出自を話していない方もおり、そういった非常に厳しいなかで行った。北海道アイヌ生活実態調査も含めて、人種差別撤廃条約では国がきちっとそういったデータを作って報告するというのが課せられた課題なのだが、それがなされていない。この問題の解決の方法として国勢調査がある。以前、アメリカの国勢調査と同じように、調査項目のなかに先住民に関わる質問項目を入れられないか打診した経緯があるのだが、その後それができるのかどうかわからなくなっている。4年後に国勢調査があるので可能性があるのかどうかを是非検討してもらいたい。もしできるのであれば、象徴空間ができあがる頃で、全ての世帯に届くので国民の理解促進にもなるし、国はそういうものを意識しているということを知らしめることにもなる。調査用紙に項目が入ること自体がそういう啓発にもつながるのではないか。対応できるかどうかを検討していただければと思う。協会で行っている機縁法は非常に厳しい状況ということをこの機会に報告しておく。
- 以前、北海道外アイヌの生活実態調査を行った際も、大変苦労してその結果を出した。今回も北海道アイヌ協会には大変ご苦労いただいたと思う。機縁法に限界があるというのはかねてから指摘されているが、一方で国勢調査に盛り込むのは、調査のタイミングによってその効果がプラスにもマイナスにも出ることがあるので、なお慎重に検討していただきたいと思う。
- 調査のことで、理解をするにはどうしたらいいのかとされているが、大きく言っておくと、公的差別を受けたアイヌは、公的な施策で修正をしないと元に戻らないという事実がある。公的に差別を受けたのだから、公的にその差別を修正しないと元に戻らない。100年前も同じことを言っている。50年前となにも変わっていない。ということは、100年前ともなにも変わっていない。公的な差別のもとで行われた国の施策だったのだから、公的な施策を講ずることで解消できる。これに尽きる。  
調査はずっと行っている。北海道も。その結果がきちっと出ているにも関わらず、まだ調査を行うのか。これからは調査ではなく、どう国が責任持って進めるかだと思う。それを何もしないで、ただ調査をやっているが、そうではないと思う。もう調査は終わった。貧しいのはわかっている。教育もないのはわかっている。だったら、生活と教育をどうするかが、きちっと明らかになっている。調査という言葉はいらない。そうではなく進めることだと思う。
- アイヌの人々、アイヌ文化への接触機会を増やすためにどうしたらいいか。例えばアイヌ文化振興・研究推進機構がアイヌ工芸品展を、ひとつは北海道の会場で、もうひとつは北海道以外の会場で開催している。今年度は入間市博物館において開催し、入間市民を中心にかなりの数の来館者が来られた。しかもそのとき入間市博物館は市民に、家にある熊の彫刻などを含めて、そういったものを出品していただけないか呼びかけ、かなりの数が集まった。そういったアイヌ文化振興・研究推進機構の行っている仕事をもう少しきちんとした形で支援し、あるいは会場を増やすという方向もあるのではないかと思う。北海道博物館においても展覧会を開催しており、また新しい展示にも結構お客さんが入っている。そういったものをもっと他の地域で開催していけば、一般の人たちがアイヌ文化に触れる機会を作っていけるのではないかと考える。入間市博物館の例は非常に参考になる事例。来年度は茨城県立博物館で開催するので、そこでまた広報効果が出てくるのではないかと考える。
- 「差別や偏見をなくすために必要な取組」として「学校教育」を挙げているのは、国民全体で73%、アイヌでは80%以上。これは圧倒的多数と言えると思うが、そうなるとうちやうち学校教育の取り組みを進めるのが重要。学校の先生方の中には、アイヌのことをきちっと教わった記憶がないので怖くて教えられないという方が、いまだにたくさんいる。私は、少なくとも北海道で学校の教員免許を取る場合に、アイヌの歴史と文化は必修化すべきだと思う。例えばアメリカでは、州によってばらつきはあるものの、すでに二十数年前に、少なくとも先住民族がいる地域で教える可能性がある場合に

は、必ず教員養成課程の必修科目として、先住民族に係る授業を何科目も取らないといけないことになっていた。当面はまず北海道だけでもいいので、教員免許の取得の際にはそのようなことが義務付けられれば大きく変わってくると思う。そういうことが本当に難しいのか、可能性はないのかということ、一度きちっと調査していただき、可能性があるならば是非とも追及していただきたい。

- 学校の先生にどのようにアイヌ文化、アイヌ民族に対する理解を深めてもらうかということについて、北海道教育大学における授業の在り方という視点での指摘は以前にあった。ただ、今は北海道教育大学においてアイヌ関係の授業は行われているようだが、問題は必ずしも履修する学生が多くないらしいということ。ポイントは教員採用試験の問題に出るかどうかだという指摘もあり、以前に出題されたことはあるらしいが、その後続がなく、問題の抜本的解決に至っていない。アイヌ民族に関する問題が出題されることが通例化すれば学生も本気で勉強するかと思う。
- この調査結果を踏まえた課題の対応策として、接触機会や理解を増やす政策は正攻法でしっかりと行っていかなくてはならないことだと思う。先ほど差別の問題があったが、阿寒温泉ではアイヌ民族のポジションは非常に高く、まりも祭りで全国のアイヌの方々々が来たときに、「阿寒はみんな胸張って自分たちをアイヌと言うよね、私たちは地元に戻ったらアイヌと言えない」と、そういう会話をされている。なぜ阿寒のアイヌが胸を張れるかということ、自分たちの持っている才能を活かして、例えば北海道文化賞をとられた藤田先生のような、みんなが尊敬するスターがいる。そして、地域のなかでもそういう才能を活かした役割をしっかりと果たしている。そういうところから敬意が生じ、そしてそれが尊敬にもつながっていく、そのような流れがあると思う。本当に関心のある方はいろいろな資料を調べるし、旅に来てアイヌ民族の方と触れあっていただく、そういうアプローチもあると思うが、もっと広く国民に知らしめるような、端的に言ってしまえばスターを生み出していくような、そういう仕組みづくりを考えることが大事だと思う。アイヌのすばらしい歌手がいるので、紅白に特別枠のようなものを設けたり、アイヌには自然と共生するような民話がたくさんあるので、日本昔話のなかにそういう民話を一コマ必ずいれるとか。芸術面ですごく才能のある民族の方たちだと思うので、先住民の先進国ではなされている、そういう才能を活かすための大学教育や、アイヌの芸術学をつくってもらいたいと思っている。

職業訓練についても、和人と同じような職業訓練はニーズがあまりないというような話が以前の部会においてあったが、もっとアイヌ民族の才能を活かす、自分たちの尊厳を高めていくような仕組み、訓練の在り方はないかと思っている。もう少し柔らかい仕組みづくり、アプローチがこれに加わってもいいかと思う。

- 「ゴールデンカムイ」という漫画が、2016年マンガ大賞や手塚治虫文化賞にノミネートされ、また、「このマンガがすごい! 2016」オトコ編第2位にランクインし、150万部以上を売り上げている。これまで正攻法で学校教育という形で理解してもらおう施策は実施されていたが、こういう方法でのアプローチはしていなかった。作家である野田サトルさんが北海道アイヌ協会に来られて、なんとか明治期の和人とアイヌが接触している時期の文化変容とか社会的なところを背景に、アイヌ語やアイヌ文化背景を紹介するような形で真面目なものを書きたい、きちんとした裏付けのあるもので作りたいと、本気の申し出をされていた。ジビエや狩猟の様子がそのような形で紹介されている。文化の復興、壊されたものを復元するということとあわせて、そういう裾野を広げていくアプローチ、なかなか民の活動ということで難しいかもしれないが、そういう視点を是非とも検討していただきたい。
- 先ほど御意見のあった教員採用試験にアイヌのことを出題することについて、賛成だが北海道だけではなく、せめて教員を目指す人全体を対象にしてほしい。本州で言う部落差別のことは興味を持って学んでらっしゃる方もいるが、アイヌに関してはそういった教職員の方々に会うことは皆無。私の子どもたちは外国人の子どもという扱いしか受けていない。また、アイヌ文化振興・研究推進機構のアドバイザーとして地方に行ったときに、ぽつんとアイヌの子どもたちと出会うことがある。その他大勢のなかにぽつんと。「あ、この子はアイヌだな」と。でも、アイヌのことを知らない。よくよく聞くと、親御さんが隠しているから子どもが知らないという例もあるので、教職員を目指す人たちには、国内の先住民族、最低限その存在くらい知った上で教職員になっていただかないと、先生の無知から始まる偏見で学校を拒絶していく子どもたちがたくさんいるので、この差別や偏見をなくするために必要な取り組みとして実施してもらいたい。アイヌへの教育の充実にもつながること。道外のお子さんたち、道内もそうだろうが、進学率が少ないのは、親御さんたちの経済状況からくる。どんな

に本人が進学したいと思っても親の経済状況で断念せざるを得ない。なんとか親がやりくりして出してみても、学校という教育現場のなかで、その差別と偏見に埋もれて、結局は挫折して、中退という形になっている子どもたちの数が本当に多い。だから今更なのだが、道内で実施しているアイヌへのウタリ対策を道外の中高生を持っている親御さんにだけでも広めていって欲しい。でなければ底上げはちょっと無理だろうと思う。

もうひとつ、これからの高齢化を目指していくアイヌたちのためにも、学校でナースを目指す人たちとか、医者を目指す人たちにも、私たち民族のことを知っておいてもらわないと、病院に突然行ったときに、自分の体が不調をきたして病院に行っているのに、そこでもっと精神的なダメージを受けて、健康になるどころか不健康になっていくという現実もある。もちろん小中学校、高校、大学を通しての子どもたちの成長を目指す学校教育の、教職員の方たちにもそういう教育をやっていただきたいのだが、突然病気になって倒れて、病院に駆け込んだ先で、自分の体が不自由になった状態で、なおかつ医師や看護師からの差別と偏見で心を閉ざして行って、ボケたふりをしなければいけない年寄りとか、そういう人たちを救う意味での教育も同時進行でやっていただきたい。

- 結局は貧困。教育もできない。私は生活相談員を18年も務めたが、その教育のお金を食べ物に費やしてしまう。ずいぶん辞めた子どもを取り扱ってきた。だから、学校教育になんとかこのアイヌのことをやるべきだとかいう言葉は簡単には言えるけども、実際のところ、根本となるものはなにかと言ったらやはり貧困。貧困がゆえに教育が受けられない。抜本的に解決するには、公的になんらかの法律を作って、そのうえでのことではなければ進まないと思う。法律がなければ100年やっても進まないと思う、これから先も。ただの補助的なものだけだったら、来年も補助、再来年も補助ではなにも進まないと思う。貧困から生まれる差別で、差別が貧困を生む、この繰り返しをずっとやってきた民族であるということだけが事実。そのことを解決しない限り、教育を受けると言われても受けられない。ここのところがネックになっているので、国として公的にどう法律をつくるかを進めていかないと、解決への道にはつながらないと思っている。

生活相談員を務めてきたから、職業訓練にもずいぶん関わってきた。この手を変え品を変え、いろいろな科目を行ってきた。しかし、3か月で終わるような科目を行っても身につかない。言葉では、皆さんは劣っていると言うかもしれない。物事は真実として受け止められない。言葉ではなく、ではなにをやるかと言ったら、2年なら2年、3年なら3年の間、アイヌが狩猟民族と言いながら鞣す技術もなにもなくなっているのだから、そういうことを機動訓練のなかに取り入れてほしい。鹿は余ってる。そのことも含めて真剣に考えてもらいたい。言葉を劣っていると言っているのかと思うだろうけど、私は真実しか言えない。当たり前のことしか言えない。偽りは永遠に続かないという言葉があるように。公的に、きちっとした立法措置なり、そういう法律をつくったうえで、アイヌの底上げをしていく。そのことによって教育が生まれてくる。そうすると教員も増えてくる。そういうことを国がきちっと認めることによって国民の理解も増えてくる。

## (2) 慰霊施設に関する検討状況、及びアイヌ遺骨等に関する検討状況について

### ① 事務局及び文部科学省より次のとおり説明

- 慰霊施設の検討状況について説明する。

施設整備のスケジュールについて、諸手続などに関して期間短縮等の措置を講じても完成は現状、平成31年度になる予定。立地場所については、ポロト湖の東側高台に整備する。慰霊施設周辺の部分については、白老町など地元の協力を得ながら進めてまいりたい。この整備予定地が民間所有地ということもあり、土地の取得については、現在、土地所有者と協議を行っているところだが、早くて平成29年度となり、土地取得後に埋蔵文化財の試掘調査を実施することになる。もし文化財が発掘された場合には、更に詳細な調査が必要になり、そうすると工程に遅れが生じるおそれがある。できる限り早期に整備してほしいという要望は承っているが、文化財保護も慎重に行ってほしいという意向も伺っているので、できる限り期間を短縮するとともに、丁寧に対応してまいりたいと考えている。

遺骨の集約については、まずはきちんと返還に向けた取り組みを引き続き推進することが前提の上で、アイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現し、また、アイヌの人々による受け入れ体制が整うまでの間の遺骨等の適切な管理を目的に慰霊施設を整備する。そのような目的を踏まえ、静謐な慰霊環境を整備するということが主眼とし、一般の来訪者を積極的に迎え入れるような性格の施設とはしない。

特に中核区域に博物館や公園を整備するので、そちらと重複する機能や、調査・学術研究といった機能は担わないこととしている。

慰霊行事に参加される方の想定数については、現在、北海道内で最大の慰霊行事では少なくとも500～600人、最大で1,000人程度ということ念頭に置いて、北海道アイヌ協会や関係者の方々と相談しながら施設整備を検討してまいりたい。

- 大学が保管している特定遺骨等の返還についての手続の詳細について、文部科学省に置いていた検討会での意見の取りまとめが概ねできたので報告させていただく。

特定遺骨等の返還については平成26年6月にガイドラインがまとめられているが、そのガイドライン上、明らかになっていない詳細な点について検討を行ってきた。

特に中心となる点について説明させていただく。情報公開について、特定遺骨の返還に当たり遺骨の情報を公開した上で御遺族の方に申請いただくプロセスをとるのだが、その際に情報公開する内容として、遺骨の個人名をどうするかが大きな論点だった。遺骨の個人名については、現在の遺族のプライバシーの保護の問題があることから、この検討会では公開しないことが結論として出ており、その代替りの手続として、存否確認のプロセスを経ることにしている。すなわち御遺族の方から、ある名前の方の遺骨があるかどうかを大学に確認いただき、ある場合にはその旨大学から回答する形で、特定作業を始める。

返還にあたっては、祭祀承継者であるかどうかの確認を、公的な書類を基本としつつも、家系図や、DNA鑑定を実施した場合にはその結果も含めて、総合的に判断する。そして祭祀承継者であることについて一定の合理性が認められれば、祭祀承継者とすることが適切であるとまとめられている。

費用負担については、各大学において返還の申請や返還作業に必須となる費用を負担し、場合によっては必要となる費用、例えばDNA鑑定を行った場合の費用などについても大学が負担する整理としている。一方で、例えば御遺族の中でどなたが祭祀承継者になるかということについて議論がある場合に、どなたにするかを決定するようなことについては、申請される御遺族側で負担いただくという整理にしている。

次に第三者委員会についてだが、各大学の返還手続の客観性・中立性を担保する観点から、第三者委員会を設置することがガイドライン上、定められている。ガイドライン上では各大学が第三者委員会を設置する趣旨でまとめられていたが、本検討会の意見としては、返還手続全体に対するアイヌの皆さんの信頼を確保するためには各大学に置くのではなく、文部科学省に委員会を設置すべきという意見で一致したので、この点、ガイドラインと異なる整理になることを付言させていただく。

この返還のプロセスの中でのDNA鑑定の在り方について、専門の方を委員として委員会を設けて審議いただき取りまとめをしているところ。DNA鑑定の用い方については、基本的に戦没者遺骨の事例を先行事例として、特にアイヌ遺骨について固有の問題がある場合にはそれを配慮した形で検討するという取りまとめをしている。

まず、特定遺骨返還のためにDNA鑑定を実施することについて、アイヌ関係団体の皆さんに対して十分な説明をし、理解を得るということを前提としている。

また、DNA鑑定だけではなく、関係する資料から一定の親族の関係が類推できることが必要であるということ。そもそも鑑定を実施したいという希望がある場合にこれを実施するのだが、複雑な血縁関係のDNA鑑定には限界があるので、DNA鑑定の有効性等について十分な説明をした上で、その実施の希望の有無を聞く必要があるとしている。

DNA鑑定の具体的な実施方法については、戦没者遺骨等で行われているDNA鑑定の方法と同様としている。

鑑定実施にあたっての課題は、アイヌ遺骨固有の課題となるが、まずはコンタミネーションの回避が挙げられる。特定遺骨は多くの方がその骨に触っている可能性があるため、DNA抽出の前に汚染を除去することが特に必要である。また、アイヌ遺骨の場合、遺骨と遺族の方の血縁が遠いので、戦没者遺骨等の場合と比べると血縁関係の判断の有用性が低くなる場合がある。

DNA鑑定を実施する際の遵守すべき事項については、尊厳を持って丁寧に扱うこと、個人情報保護の観点から匿名化するといったことについて、まとめられている。

検討会における今後の課題については、今年度は特定遺骨の返還手続について詳細を検討したが、来年度は個体が特定されていない遺骨に係るDNA鑑定等についての実効性・可能性などについて検討

する予定。

また、この特定遺骨の返還については、今後実際に返還を進めていくにあたり、いろいろと想定していなかったような事態等が発生することが考えられるので、その都度、引き続き必要な検討を行うこととまとめられている。

この取りまとめを踏まえ、特定遺骨を保管している各大学の具体的な取り組みの加速をお願いしたいと思っており、文部科学省としても、きちんと国としての責任を果たしてまいりたいと考えている。

## ②主な質疑応答

○ 私としては、自由の空気も吸えなかったアイヌという思いがある。抑圧され、貧困であり、差別され、それを逃れたアイヌのようやく迎えたひとつの事業。その事業が、社会の多数決で決めるという、数の力で押し切られたように私は思っている。そのことで、今、見えるようになったことに対して本当に感謝している。そんななか、今まで過去に思い出したことは、皆さんも知っている言葉だと思うが、旧土人。知識が大変低いがため、古くからその生命を託した自然の恩恵を段々内地からの移民に搾取され、時が経つにつれて、生活基盤を失い、ただ、貧困状態になった感がある。これは勝るものが勝ち、劣るものが負けるという、その自然の成り行きでどうすることもできないということ。多数者の考えのもとで、明治32年の政策のやり方だったということ。そしてその三十数年前、墓地を暴き、アイヌ人骨を盗掘している。優生学進化論と言って、遺伝的に優れた子孫を残すことが国家のためだと言っている。このような政策を提言していた。そのうえで、アイヌは生きた材料だった。生きた材料による優生学的研究と形容して、我が文化民族の将来の発展・進化のうえに大きな波紋を与えるだろうと、当時、そのように話している事実がある。私もそのひとりだった。小学校で血液を採られた。そういう身体検査があった。許せても忘れない。「過去に目を閉ざすものは、現在にも盲目になる」というドイツの元大統領の言葉があるが、盲目になるようだったらトラブルのもとになるということをよく噛みしめてもらえればありがたいと思う。

博物館の事業で駐車場が作られるが、これはきちっと国の責任のもとで行ってほしい。あわせて、公園や慰霊も国の責任を進めることをお願いしたい。慰霊施設のモニュメントも、アイヌとしては必要だと北海道アイヌ協会の理事会で決められた。苫小牧から見えるようにしてくれという意見も多々あった。このモニュメントには、アイヌ文様とパスイをイメージしたデザインにしてほしいと話してきた。アイヌ文様は魔除けとして使われたもので、神の目、つまりカムイシキとして使われたアイヌ文様であるということ。パスイは願いを届けてくれるもの。そういう思いで、パスイとアイヌ文様を提案している。ただし、木が20mある山の中で10mだったらなにも見えないの。木が20mのところだったら、20mは木の上から出てほしいと話しているが、それもまだ決まっていない。専門家が言うならわかるが、国の担当者は40mになったら土台がどうのこうのという。50mもあるような電波塔でも土台は少ししかない。そのようにして、アイヌが先祖を守るため、北海道全体のそのものを守るため、願いを叶えるため、モニュメントとして手を合わせたい。アイヌの精神世界を理解してもらえればありがたいと思う。ちなみに北海道百年記念塔は100mあるのだが、開拓100年だから100mとなっている。そういったものを作るのと、今私が言ったことのどこに差があるのか。もうちょっと考えたものの作り方をしてもらえればありがたい。日本人と同じように、手を合わせることはアイヌも知っている。アイヌの縄文から続いてきたこの精神を、きちっとした形でパスイとアイヌ文様で思っているの、このことをよろしくお願いしたい。

○ 慰霊施設の整備スケジュールについて、「文化財保護を慎重に行ってほしい」というのは、出土した文化財に対してということか。

○ そうです。

○ そのあたりは遺跡包含地なのか。

○ まずは試掘をしてみないとなんとも言えないが、あり得るとは聞いている。

○ 慰霊施設は博物館や公園と重複する機能、調査・学術研究は担わないとのことだが、学術研究は私も前から反対しているが、調査については、例えば23体の特定遺骨以外の遺骨で、頭骨から四肢骨、それから爪の先までの一体化と私はずっと言っているが、それは調査をして確定していかなければいけないと思うのだが、そういった調査を行わないでどうやって遺骨の一体化ができるのか。

○ まずは集約前の段階でできる限りの一体化作業を行っていただくことが前提だと思う。慰霊施設

に集約して以降、大学において一体化しきれなかったものは、その後なにか新しい資料など手がかりになるものがないと難しいと思う。返還するためのスペースなどはこの施設のなかに設けることになるので、そういったところで可能な範囲のことは対応していくということになるかと考える。

- 返還をするための様々な作業を行うスペースというのは当然必要。それは調査という名目にあたるのかどうかかわからないが、そういう施設を整備しないのはちょっとまずいのではないかと。
- 遺骨の受入れ・返還のためのスペースを活用して、受け入れた後の必要な範囲での作業などに対応していくことになるかと考える。
- 慰霊施設には必要な返還のための作業を行うスペースは用意されているかと思うが、その作業を行う人をどう手配するかということと、大学で完了できなかった一体化に係る作業を慰霊施設へ移管後も継続して行うことを十分整理できているかということが問題だと思う。ただいまの事務局の御発言はそれを一概には否定していないかと思う。
- 調査のための研究員などを配置するときに、それが博物館の職員とは絶対重複しないように、あるいはこの作業を博物館で行わないようにしていただきたい。
  - これから運営主体の組織体制をどうしていくかに関係してくるが、基本的には博物館の部門と遺骨に関係する部門は分ける方向で検討している。
- 特定遺骨の返還について、個人名は公開しないとのことだが、これがあなた方の御先祖様に相当するということをどうやって広報するのか。
  - 発掘され、発見された時期、場所、性別、推定年齢、そのほか関連する資料などがあれば、そういった情報について公開させていただき、その上で御遺族の中で自分の先祖がここに保管されている可能性があるという場合には、その方のほうからこういう名前の私の先祖の遺骨がないかをお問い合わせをいただく。それに対して大学のほうが、その可能性のあるものの有無を確認する。そういう形で最初の取っかかりをつくろうという考え方で整理されている。名前を出したほうが遺族が申請しやすいという意見もあったが、ただ、アイヌという出自を隠している方もたくさんいるなかで、この情報を公表してしまうと個人情報の問題が生ずる可能性があるため、名前の公開については慎重に取り扱うべきと意見が一致したところ。
- 23体全部返されない場合もあるということでしょうか。
  - 返せなかったものは象徴空間に集約することになる。これは大学側にとっても、請求されるアイヌ民族の方にとっても、いずれも初めての経験で手探りで始めているところなので、大学側としてできるだけ丁寧に対応するべきものと考えます。
- 特定遺骨について遺族には公開しないとのことだが、遺族から返せと言われたから返すという事実はあるのか。例えば何代か前の人の遺骨だから、恐らく遺族は何十人もなっているかもしれないのに、一人に返してしまって、その後、何で返したのかと他から言われたらどうするのか。
  - 返還手続のなかで競合申請を受け付けることになる。すなわち返還してほしいと申請があった場合に、そういう事実がこういう時期、場所で発掘され、こういう年齢・性別である遺骨についてあったという事実を広く公表し、その遺骨について他に返してほしい方がいないかを、かなり長期な期間が必要かと思うが、一定の期間をおいて確認する。その上で、他の申請がなかった場合に初めて、もともと申請された方にお返しするかどうかという手続に入っていくことを考えている。
- 今、北海道の大学が返還する遺骨に特定遺骨23体のうち1つがある。それを返還してくれと言われていた。その方に返した場合に、後で他の人から異議申し立てなどがあるのではないかと。
  - その場合には、返してほしいという方間でまずは話し合ってくださいことが前提となる。そのなかで、どなたにお返ししたらいいかということを当事者同士で決めていただき、それがかなわない場合には、例えば家庭裁判所に諮り、どなたが適切か決めていただくというケースもあるかと思う。
- 裁判所に決めてもらわなければいけないような問題を、1人が返せと言ったから返してしまっているのか。
  - 1人目が返還申請を行ったからといって、すぐにお返しするわけではない。1人目が申請した場合でも、その段階で、ある遺骨に返還申請があったということを広く一般にお知らせをして、半年ないし1年間という期間を設けて、その間に2人目、3人目が手を挙げないかどうかを待って、そして2人目、3人目の方が現れなければ、その半年なり1年経ったところで1人目にお返しをする

る。もし2人目、3人目が手を挙げたら、その段階で1人目を含めて3人で話し合ってもらいなり、話し合いで決められなければ家庭裁判所に諮って決めていただいて、1人に絞られたところで初めてお返しをするということになるのが今回の報告書で考えているプロセスとなる。

- 23体の特定遺骨に関して、副葬品を伴っているものは何体あるのか。
  - 平成25年度に行った調査の時点では、23体で報告されているものに、副葬品が伴っていると確認できるものはない。
- 副葬品に文化財的な価値があった場合にどうするのかという問題があるので、他の遺骨のときはそここのところに留意いただきたいと思う。
- 資料に「祭祀継承者」と記載されているところがあるが、祭祀承継者ではないのか。
  - これまでは祭祀承継者という言い方をしてきたが、人によっては祭祀継承者と言う方もいるので一概に間違いとは言えない。ただ、御指摘のとおりこれまでは祭祀承継者という言い方で統一してきたかと思う。

### (3) 政策推進作業部会報告に盛り込むべき事項（素案）について

#### ① 事務局より次のとおり説明

- 政策推進作業部会報告に盛り込むべき事項のうち、象徴空間に関係するものについて説明させていただく。象徴空間については、基本構想が平成24年に定められているが、その後、検討の進展を踏まえ、象徴空間の基本的な考え方を整理していくというものである。

象徴空間の意義・目的について、まず大目的は「アイヌ文化の復興による民族の共生」とし、それをブレークダウンし中目的として3つに分けている。1つ目は「アイヌの人々のアイヌの歴史・伝統・文化等の承継・創造の拠点」、2つ目は「国内外の多くの人々にアイヌに関する理解をしていただく拠点」、3つ目は「アイヌ政策の扇の要としての拠点」という位置づけとしている。

位置、名称はこれからの検討なので項目のみの記載にとどめている。

象徴空間の6つの機能が基本構想で掲げられているが、それを支える中核区域の主要施設を整理した。そして、100万人の受け入れ体制を確立するため、今後、各施設間の機能連携、分担関係について一体的な検討体制を確立する。

中核区域に整備を予定している施設についても整理した。1番目は「国立のアイヌ文化博物館」、2番目は「体験交流施設」。「体験交流施設」は古式舞踊の公演などを行う「体験交流ホール」、団体会場者を主に対象とした伝統工芸の製作体験などを行う「体験学習館」、一般来場者を主に対象とした木彫や刺繍等の体験などを行う「工房」という構成を考えている。3番目は「芝生広場」、4番目は「エントランス」、5番目は「伝統的コタン」。「伝統的コタン」については、本物のチセを復元し、かつ建築技術の継承にもつなげていく。6番目は「現アイヌ民族博物館」、新館部分について運営主体の現地本部事務局等として活用する。

慰霊施設に関しては、別途検討しているので項目のみの記載としている。

関連区域については、ポロト森林地区などを掲げており、これは基本的には現在、白老町においてイオル事業で展開している地域を中核区域と連携しながら、フィールドスタディーのような形で使っていけないかというものである。

広域関連区域については、白老町に限らずアイヌ文化伝承を取り組んでいる各地域との連携・ネットワークをいかに整理していくかというもの。地域独自のアイヌに関わる取り組みの振興については後ほど説明する。

管理運営については、従来の閣議決定や昨年の作業部会報告で整理されている項目に加えて、運営協議会の発足を記載している。これは国による運営主体の指定の時期、平成29年度としているが、この時期に合わせて運営協議会を発足させるというもの。多くの関係者にこの運営協議会に参画していただくが、実際の検討はそういった大きな組織だと難しいところもあるので、必要に応じて、その下に部会やワーキンググループなどの組織を設置して検討していく。その運営協議会を通じた当面の活動方針は、関係者からの提案・要望をとりまとめ、象徴空間基本計画及び中期事業計画を策定する。また、開業準備活動が始まる平成29年度から、一般公開後の平成33年度までの5年間で第1次重点活動期間と位置づけ、関係者が一致協力していく体制を構築する。象徴空間の運営にあたっては、コーポレート・パートナーやボランティアを募り、活動の裾野を広げることに取り組む。



運営主体の指定及び開業準備活動について、運営主体の指定は象徴空間の事業を一体的に実施するための制度を検討するとともに、運営主体の事業計画、収支計画及び組織体制の素案を検討する。こういった検討機会に基づき、運営主体となり得る団体を公募して、運営主体を決定するという手順としている。

開業準備活動としては、情報発信、プロモーション活動等を掲げている。

地方公共団体や民間に協力いただきたい事項としては、1番目は白老町に検討いただいているポルト温泉の移設・再構築、2番目は既存施設等の取扱い、3番目はコーポレート・パートナーやボランティアの活用についての検討である。

引き続き検討が必要な事項は3点掲げている。

1点目は来場者ニーズに応える体制の検討。目標来場者数100万人達成のためにまず問題となるのが交通アクセスの強化。また、観光や各種経済活動との連携、各種サービスの供給体制、周辺の商業・サービス機能強化などを挙げている。

2点目はその他の機能の取扱いで、クラフト工房群、交易所、船着き場、記念撮影台を掲げている。こちらに関してはアイヌ民族博物館から要望いただいたものを整理したもののだが、具体的なプログラムの内容や必要な体制、とりわけ船着き場に関しては安全確保をどうするのかといった点など、今後十分な検討が必要な状況であり、そのため平成32年度開業に向けた具体的な計画の策定は難しいと考えられるが、既に整備予定の施設があるので、これらを弾力的に運用することによって求められる機能を確保できないか検討を行うとともに、実際に運営主体が活動を展開していくなかで検討が深まる部分もあるかと思うので、それに応じて、また引き続き検討を行うことを基本的な考え方としている。

3点目は託児所、保育所や宿舍の整備。こういった施設を国が直接整備するのは難しいので、これらは既存施設などの活用も含めて検討していく必要がある。

- 本日は資料をもとに御審議いただき、いただいた御意見をもとに報告書の原案を次回の部会の前に委員の皆様にご確認いただきながら、取りまとめていきたいと思う。

先ほどの説明のうち、広域関連区域の部分に「イオル再生事業との関係整理」とあるが、ここについて事前に説明したときにわかりにくいというご意見があったので補足する。

従来からの文化振興施策の大きな柱としてイオル再生事業を実施してきたが、財源の限りもあって、これからどう展開するかという課題があるが、とりわけ後発の地域がこれからどうなるのか非常に不安を持たれている。象徴空間は他の地域との関係整理も図っていく上で、事業にどういったものを位置づけていくのか、イオル再生事業との関係を整理しながら、最終的には取組みを増大させていく方向に持っていかなければならないとは思っている。従来イオル再生事業の限界や問題点などを考えながら、象徴空間を運営するためのソフトの取組みなどを含めて、きちんと考えていく必要がある。

そこで、それぞれの施策分野で、従来よりアイヌに特化して取り組んできた施策と、アイヌに限定しないが一般的な施策としてアイヌの人々がやりたいことに活用できそうな施策の一覧を掲げさせていただいた。こういったものも使いながら、例えば平取であれば産業振興や人づくりをしたい場合にどういうハードやソフトの対応ができるのか、阿寒であれば観光面でどういった取組みを具体化できるのかといったことを、地元の皆さんのお話を伺いながら具体化していくことができる。理解促進についても、文化発信は従来アイヌに特化した施策にもあるし、それ以外の一般施策においてもいろいろな発信をしていく事業も記載しているので、そういうものを含めて、アイヌに関連する施策を体系全体を拡げながら取組みの裾野を拡大していきたいと考えている。

## ②質疑応答

- 人材育成の件だが、資料を拝見すると、「展示・調査研究」と「体験交流」の間に挟まっている。こういう6つの機能の間に挟まるようなレベルのものではないはずだと私は思っており、まずしっかりと別建ての大きな柱として最初から組んでいただきたい。現状で、細かい内容までは決まっていなくても、全く違うレベルで最初から組まなければいけないことだということをもう一度要望したいと思う。

もう一点。環境整備に関わることなのだが、2月から3月にかけて台湾に学生たちと行ってきたのだが、国立博物館のスケールが全く違っていった。それを考えると、前回指摘のあったように、このままでは、小さくてスケール感に乏しい博物館というか、象徴空間になるのではないかというおそれを

強く持った。敷地面積等は今更どうにもならないところもあるのかもしれないが、特にこのなかで、関連区域として挙げられているポロトの森林地区に注目したい。ポロト周辺の遊歩道は実にすばらしく、あれをいかに一体化して見せられるかというところで全くスケール感が変わってくると思う。漫然と今後の協力体制をというよりも、意識的に働きかけて、一体化した整備を一番最初から進めていく。それを想定した上で計画を進めていただきたいと思います。

大学の演習林のことも触れていたかと思うが、苫小牧の北大の演習林など、近くにある大学の演習林といかに連携していくのか。富良野の東大の演習林は、森としてすばらしいだけではなく、アイヌ文化において重要な植物資源がものすごく豊富なすばらしい環境なので、そういうところとどのように連携できるのかということ、目的意識的に戦略的に進めていただければありがたいと思う。

- 大自然があるのに活かしてきれていない。ポロト森林地区の大自然は素晴らしい。なにが素晴らしいかということ、四季を通して素晴らしい。春の花、秋の花、それぞれ違ったものが咲く。もちろん水芭蕉もある。いい場所にも関わらず、お金もかからないのに、草刈るだけで生きてくるのにも関わらずそれをしない。湖も同じ。なにもお金がかからないのに、あの湖を利用しない手がない。本州だったら櫓を漕ぐ船を置くなどなにかしらやっている。櫓を漕ぐ船をただ浮かべるだけで絵にもなるし、乗りたいともなる。そして定置網を入れたらいい。定置網を入れて、船着き場に船を揚げて、そこでソウギョを採って無料で提供するというおもてなしをしても悪くはないと思う。ポロト森林地区の一周は素晴らしく、昔からそう思っている。

ネットワークの関係だが、松浦武四郎の北海道の大きい地図を、博物館の一番正面に設置して欲しい。北海道の各市町村の特徴をきちっとそこに示す。各市町村がいろいろな自身の特徴を出してもらえば、そこから発信されて行ってみようということになる。100万人をそこで終わらせるのではなく、100万人をどう活かすか。この前、公園に係る会議で、委員の方が「オリンピックが終わったらそれで終わるのではないか」と言っていた。そうではなく、どのようにするかが大切。オリンピックが終わったらそれで100万人は終わりではなくて、これからどうしようにするかが大切なので、そのことも含めて、ネットワークの関係は重要だと思っているのでお願いしたい。

もうひとつ、アクセスの問題。北海道にいくら言っても、簡単どころをアクセスしようとしている。なにが簡単かと言えば、JRに橋をかければ簡単だから、それをアクセスと言っている。JRに橋をかけて国道につなげたら、今でも国道は夏に渋滞するにも関わらずなお渋滞して、ポロトのほうまで多分渋滞がつながってしまう。この前知事に、環状線をもう一本作ってほしいと話をしている。このことについて国も協力して言ってほしいし、やってほしい。そうでなければ、一回来ても、二回来ようとは思わない。過去、70、80万人が来た時は、アクセスも悪く、施設も悪かった。今は施設を何とか作ってくれると言うからそこについては言わないが、しかしアクセスはまだ未知数になっている。そのアクセスをきちっとすれば、先ほどの苫小牧の北大の演習林ともたった3、4キロでつながる。それよりも橋かけたほうが安いと思うが、つないだらそこで行き詰まってしまう。また、満潮で高潮になったときに、国道36号線は海が侵入してくる、間違いなくそうなるのはわかる。そういうことを考えたときに、100万人を維持して喜んでもおもてなしをするのであれば、きちっとしたアクセスも必要だし、その施設も必要なのだから、そのことをよろしくお願いしたいと思う。

- 前回は申し上げたが、森林の活用。今まで行ってきた文教施策、これはこれで効果があるのだが、法律の縛りなどで限定がある。それでは法律を解除すればいいのではないかと、それもうまくいくかいかないか、非常に難しい問題がある。そこで森林認証という、認証すれば森が活用できるという仕組みがある。PEFCとFSCという機関で行っているのだが、それに関して北海道アイヌ協会も現在取り組んでいるところ。FSCの原則及び基準において、「先住民の権利」が位置づけられており、そのなかで取り組みを進めている。

もう一つは、林野行政と関連する組織 SGEC が関与している森林の70%は北海道にあるのだが、それも活用の方途があるのではないかと。東大の演習林は富良野市と一緒に森林の活用をしよう、それを道民に広げようとしているが、先住民の位置づけはそこにはない。

更にもう一つはむかわ町。これも国有林、道有林、町有林を合わせて初めて、むかわ町として森林の保持管理、活用をしようとしている。白老町は国有林と協定を結んでいるので、そういう森林と、森林に伴う水、環境、そういうものと連携しながら、この活用の道筋を是非とも模索していただきたい。

- 阿寒に京大の演習林があると思うが、どのように京大が使っているか、調べていただきたい。
- 私は目標来場者数 100 万人というのはすごい数だと思っている。先ほど来場者ニーズに応える体制の検証とあったが、白老の皆様が観光でアイヌ民族が自立しようとしている阿寒の視察にお見えいただいて、そして白老の皆様にとっては阿寒が進んでいるということでもかなりショックを受けたような御発言があったのだが、それでも阿寒はまだまだなのが実態。私があるときに申し上げたのは、白老の最大の欠点は宿泊施設を持っておらず、昼間の来客しか見込めないということ。そうすると、登別などとどれだけネットワークをつくれるかというのがとても大事になる。しかし、その場合昼に魅力をすごくつくらなければならない。例えば、そこでは食事をどう提供するかを単に町レベルで、もしくは民間レベルの自営の皆さんだけに任せておいて、今の阿寒と同じレベルなら当然できると思うが、そこに 100 万人からの方たちをお呼びするならば、私はプロの力が必要だと思う。支援施策をしっかり打ち、アイヌ民族の皆さんの経済的自立の拠点にしてほしい。私は経済的自立の拠点というのも入っていなかったのを入れてほしいと思う。そこが核になっていけばいいと思っているのだが、そういうものは簡単には生まれない。そこをさまざまな政策の力をもって、プロの力を入れていただきたいと思う。

それともう一つ、本会議のときに官房長官が新千歳空港をアイヌ文化の発信の拠点にするということをやりたいと 2 回言ってくださったのだが、今回の国際線の増設に合わせて徹底的にアイヌ文化を発信し、その流れをここに持ち込んでいく。少しずつ進んでいるとは思いますが、それを確固としたものにしていただきたいと思う。

- 先ほどご指摘の経済的な側面はとても重要だと思う。ただ、象徴空間の場合、ナショナルセンターという役割があるから、通常の観光地のような形での経済的自立というものではないので、相当賢く考えないといけないと感じている。

資料「政策推進作業部会報告に盛り込むべき事項（素案）」は、私はよく整理されているのではないと思う。先ほど指摘のあった、人材育成は 6 つの機能の並びよりも特化させるべきというご指摘は大変重要だと思うが、これは基本構想のなかの 6 つの機能に点を置いていることと私は理解している。特に重要だと思ったのは、国立博物館に対してのフィールドミュージアム。フィールドミュージアムをどの範囲に限るかという問題もあるが、アイヌの方々がこれまで自然との共生のなかで文化を育ててこられたということと、従来のアイヌ民博、これは財団化されて 40 年と聞いているが非常にがんばっておられるから、その伝統を活かすという意味においても、フィールドミュージアムという位置づけはとても重要。国立の博物館と、アイヌの方々ががんばるべきフィールドミュージアムという大義が明確になっているのは大変結構なことなので、今後は国立博物館とフィールドミュージアムの役割分担、連携といったことをうまく考えていき、先ほどのご指摘のように、特にアイヌの若い世代が経済的にこの象徴空間をひとつのテコにして未来が作れるような形が、これも相当賢く考えて運営しないといけないが、そういう意味では、この資料は盛り込むべきことはかなり要領よくまとめられているように受け止めている。

- いただいた御意見のうち、象徴空間として位置づけられる部分についてはこのなかに入れ込んでいきたいのと、象徴空間以外に全般として取り組むことについては、象徴空間とはまた別の項目立てとして含めてまいりたい。本日いただいた内容を盛り込む形で報告書の原案をつくり、できるだけ早い段階で委員の皆様と個別に御相談を開始させていただきたいと思う。
- いただいた御意見を踏まえて、事務局におかれては部会報告案を取りまとめいただくことになるが、それとあわせて、各委員に個別に事務局から接触をとらせていただいてさらに御意見をいただくとともに、それに対して報告書にどう反映できるかについてもお話をいただきたい。今後、事務局に個別に御意見をお寄せいただければと思う。

## 2. 道外施策の実施状況及び今後の展開について

### ①厚生労働省より次のとおり説明

- アイヌの人々の電話による生活相談事業について、平成 25 年度、平成 26 年度と研究事業で実施してきており、その結果は過去に報告しているが、例えば平成 26 年度では相談件数は 426 件ということで、これらの結果を踏まえ、平成 28 年度予算で要求しており、新規事業として電話相談事業が認められた。この予算は研究事業ではなく、国直轄の委託事業として行うので、一般の競争入札により事業

者を決定することになる。予算成立の手続は実施していきたいと思う。

- 道外にお住まいのアイヌの方々のための職業訓練相談会の開催について、まずはこれまでの経緯を説明する。

第6回アイヌ政策推進会議への当作業部会報告において、平成25年5月と平成26年2月の2度にわたり職業訓練ニーズに関する調査を行ったが、受講を希望する地域が限定されておらず、受講を希望する訓練科目も多岐にわたっていることから、アイヌの方々のみを対象とした職業訓練を実施することは困難であるとの結論に至ったところ。

しかしながら、失業中の方などが実際に、訓練を受講希望していることなどを踏まえて、受講相談会などを実施するように御指摘をいただき、平成27年3月6日、アイヌ文化交流センターにて出張相談形式で開催させていただいた。ただし、このとき参加者は3名だったのだが、出張相談なのでハローワークのシステムが使用できなかったことから、形式的な相談にとどまることになってしまい、参加者からは当日の支援内容が不十分との不満の声が上がった。

この結果を受けて、第7回アイヌ政策推進会議の当作業部会報告で、実施の方法や開催時期等を検討するなど、相談希望者が参加しやすいよう考慮した訓練相談会の開催を求めるということで、今年度2回、平成27年11月7日と平成28年3月5日、いずれも土曜日にハローワーク新宿にて開催させていただいた。

その概要については、いずれの日程も土曜日10～17時で、特に3月5日のほうは年度末の離職者を見込んで開催したもの。会場は新宿エルタワー23階のハローワークで、対象者については道外にお住まいのアイヌの方で、就職のために訓練受講を検討されている、または関心をお持ちの方で、相談内容は公共職業訓練、求職者支援訓練の受講手続及び関東地方の訓練コースあるいは受講中の給付金等の御案内とした。

次に周知方法については、関係機関・団体におけるリーフレット配布による周知。主に関東の労働局、ハローワーク及びアイヌ文化交流センター、あるいは首都圏アイヌ4団体に周知の協力をいただいた。関係機関にホームページ掲載の協力をいただいた。さらに、今回はイベントでのリーフレットの掲示・配布も実施した。

平成27年3月6日からの改善点は、前回は平日に行ったので、在職者も参加できるように土曜日開催とし、また、今回はハローワークで開催することによって、システム等は当然使えるので、支援内容を充実させていただいた。周知期間についても、前回は1カ月程度しか設けられなかったものを2カ月に拡大して、周知方法も先ほど申し上げたようにイベントでの周知など拡大させていただいた。

さらに専用のブースを当日設け、プライバシーの配慮もPRさせていただいた。対応者については、東京労働局ハローワークの職業訓練担当者3名と厚労省職員2名で対応させていただいたが、結果としては、来場者数がいずれの回もゼロとなってしまった。これまでの結果を踏まえると、来年度も同様の相談会を開催することは難しいのではないかと考えているところ。

職業訓練相談会という単発のイベントで集客するためには一定以上の訓練ニーズが必要と考えており、相談者の都合に合わせて、相談者の就労支援ニーズに応じて、ハローワークの窓口を利用させていただくことが一番相談者のためになる、効果的に支援ができるのではないかと考えている。

このため、アイヌ文化交流センターでハローワークの就労支援内容の周知を現在させていただいているが、こういったことに加えて、例えば職業訓練コースのもう少し実際に応募している生の情報を周知するなど、活用が一層図られるような周知に力を入れていきたいと考えているところ。

## ②質疑応答

- 恨み節を聞いているような気分で聞いていた。申し訳ないのだが、説明会の話が出たときに、多分個人的にも見させてもらっていると思うが、こういう形では絶対人は集まりませんよと言ったはず。そして現実集まらなかった。実際に、仕事を欲しているアイヌ側も、平日にハローワークの空いている時間帯に動けるかと言ったら動けない人間のほうが多い。例えばアルバイトだろうが日雇いだろうが、その日を食べるためにここに行くよりは、そちらのほうが最優先。それが現実。だから、アイヌだけを対象にこういう職業訓練を、ニーズが足りないからできないのではなく、やってほしい。昭和の時代に一般の職業訓練で、昼や夜のコースで1年とか2年とかであったと思うが、私は当時、昼間勤めながら夜の職業訓練校に1年間、洋裁を身に着けたくて通った経験がある。それは一般の都民を

- 対象にした職業訓練。そのなかに、私と、もう一人のアイヌの女性と二人、組み入れてもらって、1年間洋裁を習いに毎日仕事が終わってからお弁当持って洋裁学校に通った経験がある。厚労省は決めた枠の中だけで動いているのかと思うが、決めた枠の中だけで動いただけで対応できるのだったら、とうの昔に私たちアイヌの貧困や差別はなくなっている。厚労省の枠は枠として、先住民族アイヌがもうちょっと今より底上げされるまで、たとえ栃木県で一人、九州で一人でも、その一人ひとりを救い上げる対応の仕方を検討いただきたい。現時点では全国的にどうのとはならないと思うので、首都圏のなかで、例えばこういうケースでやってみて、うまくいったのでそれを全国展開にしてみようとか、試験的なものであれ、もう少し決められたこの枠以外の柔軟な発想というのは持つ気はないのか。
- 当省で行っている公共職業訓練は、基本的には訓練基準といったものに従って実施されているものなので、なかなかその範疇から踏み出した訓練を実施することは難しいと思う。
  - そこは日本の先住民族アイヌに対する政策のひとつとして、こういう感じでやってみようという発想はないのか。
    - 厚生労働省の行う職業訓練というものは、職業訓練を受講することそのものが目的ではなく、技術を身に付けて就職することが一番求められている。このため、求職者個人の希望する訓練コース、あるいは受講の希望地域、受講を希望するタイミング、更に求人事業主の求める技能レベル、そういったものが一致することがポイントになってくる。こういった条件を満たすとすれば、一定数以上の受講者が見込まれないと、なかなか対象者を限定とした訓練を設置することは難しいということをご理解いただきたいと思う。
  - 結局は、アイヌ民族に対して、私たちはこういうことをしたが彼らは動かないので、なかったことになりましたという、そういう言い訳づくりでやっていただけという、それだけのこと。私にはそういうようにしか思えない。真剣にアイヌの政策としてやる方向で考えて欲しい。
  - 厚生労働省におかれては、これまでもいろいろと試みてきたなかで、最大限可能な工夫をされているのだろうと思うが、ご指摘のように更に従来から厚生労働省として進めてこられた枠を一步踏み出すことが可能かどうかということについて、内閣官房とも協議の上、更にご検討いただきたいと思う。
  - 日本学生支援機構の奨学金事業を今、門戸を開いて行われているが、それでは労働対策で属人的な就労者の支援というサイドで訓練手当とか支度金、これは今、道外のアイヌに関してはなされていないと思うが、それはなぜなのか。また、それがいつ解除になるのかもお聞きしたい。なぜなら、昭和31年に旧労働省がILOに、アイヌはもう同化されて日本人と同じ生活レベルだ、特別な特異性も見られないから、ILOの条約の整備は必要ないという形で、日本政府として労働省から発出しているのだが、そのままでないのか。あるいは格差是正ということで行われている先住民対策はどのようにアプローチされているのか、今後の計画を説明していただきたい。
  - 受講者の経済的支援措置である訓練手当制度については、たしか平成24年4月27日の第7回作業部会においてもお話があったと記憶しているが、そのときは、この訓練手当は都道府県の自治事務となっており、要するに道の自治事務で実施されており、議論の対象から外された経緯があると認識しているところ。
  - その対策に関しては北海道にのみという形で、本省から通達などが発出されていると認識しているのだがどうか。
    - 古い経緯は承知していないが、ただ、現在はあくまでも自治事務として行われているものとなっている。
  - 要するに労働対策は北海道の地域対策として行われている。先住民対策として、就労者の支援として厚生労働省がどのような形でそれを踏み出すのか、あるいはどう考えるのかということは今、質問している。
  - 道外アイヌの方々に対する生活向上施策として具体的に何ができるかというのは、当作業部会としても非常に重い課題と受けとめている。現時点では奨学金の支給までしか実現できていなく、そういった意味では先ほどから御指摘があったように、地方自治体が対応すべき問題ではなく、国として対応すべき先住民族施策としては何ができるかという観点からもう一工夫欲しいというのが作業部会としての希望だとお受け取りいただきたい。
  - 日本が二風谷ダム裁判で、1997年には司法の場でアイヌを先住民族と認めた。そして、2008年6月

6日には衆参両議院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された。ILO の 169 号条約、先住民族の権利宣言においても、先住民政策を進めると。それなら属人主義でやらないと、内閣官房としてもアイヌの人々の職業訓練や教育支援などを検討しなければいけないと言っているのだから、それはあくまでも北海道がやっているのだから 46 都府県は関係ないというのは納得できないし、それではいけないと思う。やはり全国的に、どこにいても属人主義で、アイヌとしてこの子供たちに支援をしなければいけないというのは必要だと思う。

- 本作業部会としては一致して、先住民族施策という観点から、国として何ができるかという観点から再度御検討いただきたいと申し上げておきたい。
- 先ほどの職業訓練に係る厚労省の資料では、我々はこれだけやっている、しかし誰も来なかったとなっており、このような文書は絶対につくらないでほしい。来なかったのはどこに理由があるかということ役所としてはきちんと考えた上で対応しないといけない。こんな高い目線でいつまで労働政策をやっているのか。こんな文書の作り方をしないで、もっと先の見えた計画書を出してほしいと思う。

### 3. その他

- 先ほどから象徴空間の話がいっぱい出ていたが、北海道につくる象徴空間みたいな大きい箱物が欲しいと言っているわけではない。首都圏などでは自分たちが集える生活館を1つ、北海道の各地にある生活館を都内にたった1つしか望んでいない。白老にできるような大きいものを望んでいるわけではない。道をつくれとか、大きな建物をつくれと言っているわけではない。首都圏のアイヌが集える生活館をきちんと、日本の先住民族アイヌなのだ、道外アイヌの望みも1つぐらいかなえてほしい。

(以上)